平成２３年（フ）第４５号
北海道北見市常盤町６丁目10番地20
債務者　式部　佳明
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
青森県十和田市元町西２丁目１番35号
債務者　木村　慎二
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５１号
青森県三戸郡五戸町字ウルエ長根下10番地13
朝日ハイツ６号
債務者　川村　勝男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市埋田字通端42番地２
債務者　渡邊　沙織
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４８号
山形県酒田市堤町１番20号
債務者　菅原せい子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２４２号
群馬県高崎市棟高町971番地２　リバティーハイツ木村205号
債務者　石ヶ守英之
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８８号
埼玉県八潮市八潮１丁目15番地３　コスモハイツ302号室
債務者　藤田　和宏
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３－６－21、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松３丁目８番３号
債務者　松田　　浩
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３－６－21、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松３丁目８番３号
債務者　松田　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
埼玉県吉川市高久２丁目８番地18　ゼフィランサス吉川104号
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン９―303
債務者　掛谷　數夫
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地１号棟305号
債務者　藤田弘子こと　朴　　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
埼玉県草加市中根１丁目20番28号
債務者　栗原　長壽
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
埼玉県三郷市さつき平１丁目３番１―808号
債務者　中嶋　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番７―501号
債務者　早川　佳宏
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
埼玉県川越市野田町１―23―12　サウスウインドＡ203、住民票上の住所東京都練馬区上石神井２丁目23番17―402号
債務者　佐藤　亮介
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５７号
埼玉県川越市新宿町４丁目６番地１　東坂上団地１号棟305号室
債務者　関根　章夫
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部